

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金
補助の区分	事業補助（協調事業補助）
補助の概要	佐渡市耐震改修促進計画に基づき、ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防ぐため、ブロック塀等の撤去等に要する経費に対して補助金を交付する。（関係法令：建築物の耐震改修の促進による法律、建築基準法）
補助事業者	市内に所在し、危険ブロック塀等を所有又は管理している者
補助対象経費	危険ブロック塀撤去等に係る経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限 10万
	○少額（5万円以下）補助金の理由 安全性に関することであるため、少額の場合でも実施する。
補助率等	2/3(国、県含む)
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	通学路等における避難者の安全確保を推進する。
	○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 市中における危険ブロック塀の総数が把握できないため。
補助制度開始	令和元年5月7日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ及び市報による。
事業担当	（担当部署） 建築住宅課
	（電話番号） 0259-67-7403